

## 名古屋家庭裁判所委員会（第29回）議事概要

### 1 日時

平成30年1月26日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

### 2 場所

名古屋家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

(委員)

小笠原委員、勝委員、久間委員、河野委員、小島委員、中嶋委員、檜崎委員、長谷川委員、森委員、山中委員、川上委員、新田委員、鹿野委員（委員長）、堀内委員

(事務担当者)

大貫首席家庭裁判所調査官、横井家事首席書記官、可知少年首席書記官、藤原事務局長、角屋事務局次長、山田総務課長、永井会計課長、福岡総務課課長補佐、加古総務課庶務係長

### 4 議事

(1) 開会

(2) 委員長選出

(3) 前回（第28回）での意見についての報告

(4) 名古屋家庭裁判所における安全確保のための工夫についての説明

※ 全国の裁判所で発生した加害行為事案をいくつか紹介した後、名古屋家庭裁判所で行っている取組（情報収集、来庁者に対する所持品検査等）を説明。

(5) 施設見学（調停室及び少年審判廷）

(6) 意見交換

テーマ「家庭裁判所における安全確保のための工夫」（別紙のとおり）

(7) 次回開催日及び意見交換テーマ

平成30年7月13日（金）午後1時30分

意見交換テーマは、未定

(8) 閉会

(別紙)

### 協議テーマに関する意見交換

(◆：委員， ○：委員長， △：事務担当者)

- 事務担当者からの説明及び施設見学を踏まえ、御意見を伺いたい。
- ◆ 名古屋家庭裁判所の取組の説明では、色々な情報を収集して、危険性の高い事件を判断するということだったが、その判断は曖昧なのではないかと感じられ、それで大丈夫なのかという不安を感じた。
- △ 現状では、人員や設備に限界があるため、やれるところからやっていこうという考え方で取り組んでいる状況にある。

特に、夫婦間の紛争は、DV事案が3分の1近く占めていることから、DV事案を中心に、申立人や代理人弁護士等から詳細な情報を収集して、必要性を判断している。その結果、所持品検査の実施が必要であれば、所持品検査実施の事前予告を行った上で、所持品検査を実施しているが、その事前予告による抑止力は大きいと感じている。

- ◆ テーマパークなどでは全員に対して所持品検査を実施し、それが当たり前となっているので、裁判所でも入庁者全員に所持品検査をしてもいいのではないか。
- 裁判所としては「利用しやすい裁判所」を目指しているが、その裁判所がボディチェックなどの所持品検査を実施することについては、どう感じられるか。
- ◆ 全員の所持品検査が難しいということであれば、法廷や調停室の外にロッカーなどを設置して、そこに手荷物を預けてもらえると多少加害行為を防げるのではないかと思う。
- △ 事件によっては、手荷物を席から少し離れたところに置いてもらうなどをお願いしている。
- 裁判所としては、手荷物をロッカーに入れもらったり、離れたところに置いてもらうことで、当事者が不快に感じたりしないのかと疑問を感じている。
- ◆ 書類や記録などが手荷物に入っているので、すぐに取り出したいし、紛失し

た場合は裁判所の責任となるので、手荷物を預けるのは嫌だと思う。それよりは、全員ではなくても、検査場所を決めて、所持品検査をしてもらったほうが良い。

- ◆ 所持品検査を受けることを気持ち良く感じる人は、ほとんどいないと思う。ただ、法廷内の治安を維持できない事態も発生していることもあり、裁判所は、法廷内の治安を維持するために、やむを得ず所持品検査を実施しているのだから、そのことを繰り返し丁寧に説明して理解を求めるしかないと思われる。
- ◆ 「利用しやすい裁判所」という観点はあるものの、裁判所は、多くの一般の人からすれば、それほど多く利用するところではなく、特別なときに利用するところであることを考えれば、「裁判所では、こういうルールです。」ときつちり伝えるしかない。また、身の安全のことを考えると、危険物を持ち込んだ人が誰を狙ってくるのか分からないので、利用者としても所持品検査を実施したほうが良い。もし、入庁者全員に対して所持品検査を実施することのハードルが高いのであれば、持ち込める物を示すなどしても良いと思われる。
- 自治体も市民が利用するところであるが、いかがか。
- ◆ 国の機関の多くでは、受付の入口が駅の自動改札のようになっているが、自治体ではそのようになっておらず、何か発生すれば、多くの職員で対応するということになる。また、さきほど見学した調停室は、出口が1つしかなかったが、私の勤務する建物では、2方向に出口を設けるという工夫をしている。
- ◆ 私の勤務する建物でも不特定多数の人が自由に入ることができるが、何かあった場合には、予め決めてあるルールに従って対応することになる。霞が関の国の機関では、入庁時に所持品検査をしている。開かれた裁判所という観点はあるものの、多数の当事者の方が利用されるところだということを考えると、安全を確保するためにも所持品検査を実施したほうが良いと思う。
- 利用者からみれば、裁判所は、国の機関という感覚なのか、自治体のような感覚なのか。
- ◆ 裁判所は、国の機関という感覚があるため、敷居が高く感じられる。だから

こそ、利用しやすい裁判所を目指すということは分かる。

- 裁判所は特殊な場所ということであれば、警備は厳重で良いということになる。一方で、調停のような話し合いであったとしても、「裁判沙汰にした」と相手に怒り出す当事者もいるが、そう思われないように利用しやすい裁判所としていかなければならぬと考えている。
- ◆ この庁舎には、簡易裁判所もあり、傍聴人もいることから、悩ましいところがあると思うが、当事者が安全に利用できないといけない。検察庁では、被害者の安全を確保することを徹底しており、被害者が裁判所で危害を加えられることのないようお願いしたい。
- 今まで伺った意見では、来庁者に説明義務をしっかりと果たすことはしないといけないけれども、裁判所は国の機関として、安全を確保するために、ある程度の措置を行うことはやむを得ないという御意見が多いと思われる。
- ◆ 弁護士からすれば、裁判所内で何か起きるというよりも、行き帰りのほうが注意を要すると感じている。当事者の住所は秘匿にできても、弁護士の氏名をインターネットで検索すれば、弁護士事務所は容易に分かってしまう。所持品検査は、裁判所庁舎内の安全という観点からは有効だが、家事事件全体としての安全という観点からは、全てではないと思う。家事事件全体の安全という観点から、危険な当事者を先に退庁させるなどの工夫も行わないといけない。
- ◆ 家事事件で日常的に行っている工夫について紹介する。家事事件では、相手の住所を秘匿しているときに、相手の住所を知りたいとして後をつけるおそれがある。調停では、交互に当事者から話を聞くが、後をつけられるおそれがある当事者を先に帰すように退庁時間をずらすなどしている。更に危険だと判断すれば、代理人と打合せをして、代理人と一緒に帰ってもらうなどしている。訴訟では、調停のように退庁時間をずらすなどするとともに、顔を合わせないよう庁舎内の別の部屋からテレビ会議システムを利用して尋問を行うなどしている。
- 所持品検査以外で、委員の職場などで行っている加害行為に対する工夫や加

害行為発生時の訓練などがあれば、紹介いただきたい。

- ◆ 無差別殺傷が付属池田小学校で発生したとき、教育委員会に刺股を整備して訓練したと聞いている。学校には不審者の侵入が多く、それまでは、開かれた学校として誰でも自由に入れたが、それ以降は、どの学校でも門が施錠され、訪問する際は、インターホンで用件などを説明しないと鍵を開けないようになった。
- 刺股があちこちで整備されたという話を聞いたが、訓練などしているか。
- ◆ 民間企業に出向していた際、刺股が整備されていたが、利用されていなかつたので、警察官に来てもらい、使い方の訓練を受けた。ただ、使い方にはコツがあるとのことであり、あまり使い慣れてしまうと抑え込もうとする職員もいると思われ、かえって危ないということであった。それらを踏まえ、どうやっていくかということになる。
- ◆ 相模原の障害者福祉施設の事件を受け、障害者や高齢者の福祉施設では、防災品整備や警察との訓練を行っている。また、速やかに警察に通報できるよう、警察に直接連絡がされる設備も導入している。
- ◆ 小学校の正面玄関に刺股が置いてあり、教職員も訓練を受けたようだが、実際に刺股を使用しなければならない事態はなく、むしろ、子供が興味で刺股を扱い、怪我をする危険があることから、その整備には疑問を感じた。
- ◆ DVの相談室に相談に来たストーカー被害者が加害者と遭遇することを想定して、警察官から対応の仕方を教わるなどしている。マニュアルなどを整備し、どうやって被害者を逃がすかということに重点を置いて対応することとしている。
- ◆ 暴力行為や序舎維持に反する言動に対応するため、不当要求行為対応マニュアル作成し、対応の方法や事案によっては警察との連携を行っている。
- ◆ 中小企業では、マニュアル作成までは手が回らないが、抑止力に重点を置き、ソフト面の対応が中心となっているのが現状である。民間人としては、コンサート会場やテーマパークなどで所持品検査などを受けることは、当たり前とい

う感覚である。民間人からすれば、裁判所は、どう考えても敷居が高いところだと感じており、所持品検査の有無で、それが変わるものではない。そして、開かれた裁判所であることは大切なことであるが、開かれた裁判所だからこそ安全性が高いレベルで求められると考えており、リスクが集まる裁判所がリスクヘッジのために来庁者をチェックするということは、民間人として理解できるものである。

- ◆ 民間では、お客様に気軽に来店してもらうことが重要になるので、カメラを設置して撮影することまでしていることは少ない。むしろ、匿名の電話で脅迫があり、それを録音することになる。大手企業ならば、警察OBを採用するなどしている企業もあるが、それ以外の企業においては、そこまでできないので、危険な事態が起こらないように努めていくしかない。
- ◆ 調停事件では、全ての事件において、対立当事者がいることから、特に危険だと思われる事件は、調停の際には大きな部屋や2方向に出口がある部屋を利用するなどし、すぐに逃げられるようにしているが、全ての事件で当事者が豹変する可能性があることから、それをどうクリアしていくのかという問題がある。
- ◆ 興奮している当事者を宥めるにしても、何の道具もなく対応するというのは怖いと思う。所持品検査の問題は別としても、そのような当事者に対応する際に、職員が手ぶらでは不安だと思うので、身を守ったり、抑えたりするための何らかの道具があったほうが良いのではないか。
- ◆ 私の勤務先には、制服を着用した守衛がいるが、制服というのは効果的だと思われる。